

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

関係事業主様

令和6年2月1日
〔登録番号:46号 有効期間:令和6年3月30日〕
長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 松本労働基準協会
各労働基準協会

有機溶剤作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、屋内作業場又はタンク、ピット等の内部において、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤[※]を製造し、又は取り扱う作業（試験、研究の業務を除く）については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、その者に作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。（労働安全衛生法第14条）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

注) 当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含みます。

記

講習の日時・会場・締切日・定員			※初日は9時25分からオリエンテーションを行います		
開催日時	令和6年3月21日(木)・22日(金)			1日目は9時10分から、2日目は8時40分から受付をいたします。	
会 場	松本安全衛生センター 松本市神林7107-55				
締 切 日	令和6年3月4日(月)	定 員	80 名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます	

2. 申込方法
- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に掲載してあります）
- (2) 提出書類（下記の2点を申込時に必ず提出して下さい）

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 （労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。）
② 写真1枚（申込書貼付） 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身（胸から上）（顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません。）、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限りです。

3. 受講料（消費税含む）
- 1名 11,000円 〔内訳：本体 10,000円 消費税（10%） 1,000円〕

4. テキスト代（消費税を含む）（労働基準協会会員事業場は不要）「有機溶剤作業主任者テキスト」※テキスト代は価格改訂される場合があります。
- 1冊 1,980円 〔内訳：本体 1,800円 消費税（10%） 180円〕

5. 修了証
- 所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。
- なお、3月14日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。（郵送代 434円ご負担下さい。）

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは、3月13日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

7. 講習科目・時間・講師

期日	講習科目	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	9:25～	
	関係法令	9:30～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 労働衛生コンサルタント 杉崎 勝明
	有機溶剤による健康障害および その予防措置に関する知識	13:00～17:00	村山内科医院 医師 沖野 知範 氏
第二日目	作業環境の改善方法に関する知識	9:00～12:00 12:45～13:45	杉崎 勝明
	労働衛生保護具に関する知識	13:45～15:45	
	修了試験	15:45～16:45	
	修了式	16:45～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。（但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。）

詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練課 (TEL026-226-0862) までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。（注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい）

9. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認下さい。
- (2) 昼食は各自ご用意下さい。

改正特定化学物質障害予防規則（平成26年11月1日施行）により、クロロホルム等有機溶剤業務（クロロホルムほか9物質：【注】参照）では、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。

なお、平成25年に施行された改正特定化学物質障害予防規則により、以下についても前記同様に有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりませんので、ご留意ください。

① エチルベンゼン等に係る塗装の業務

（平成25年1月1日施行、平成27年1月1日から義務化）

② 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務

（平成25年10月1日施行、平成26年10月1日から義務化）

【注】クロロホルム・1,4-ジオキサン・ジクロロメタン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・トリクロロエチレン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・スチレン・テトラクロロエチレン・メチルイソブチルケトン